

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月29日
【会社名】	株式会社ニッチツ
【英訳名】	NITCHITSU CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 廣瀬 靖夫
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目11番30号
【電話番号】	03(5561)6200(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 社長補佐兼管理本部長 本多 修
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目11番30号
【電話番号】	03(5561)6200(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 社長補佐兼管理本部長 本多 修
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2020年6月26日開催の当社第95回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2020年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額10,649,200円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

廣瀬靖夫氏、本多修氏、松井愼一氏、堤清治氏、大石源太郎氏及び土屋裕一氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

山口正雄氏、川崎俊之氏及び成田睦夫氏を監査等委員である取締役に選任する。なお、川崎俊之氏及び成田睦夫氏は社外取締役である。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

渡部英人氏を補欠の監査等委員である取締役に選任する。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額2億1,000万円以内とする。なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額4,000万円以内とする。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」に係る報酬枠を改めて設定する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	13,198	159	0	(注)1	可決(98.79%)
第2号議案	13,217	140	0	(注)2	可決(98.93%)
第3号議案				(注)3	
廣瀬 靖夫	13,177	180	0		可決(98.63%)
本多 修	13,181	176	0		可決(98.66%)
松井 慎一	13,182	175	0		可決(98.67%)
堤 清治	13,177	180	0		可決(98.63%)
大石 源太郎	13,183	174	0		可決(98.68%)
土屋 裕一	13,179	178	0		可決(98.65%)
第4号議案				(注)3	
山口 正雄	13,185	172	0		可決(98.69%)
川崎 俊之	12,517	840	0		可決(93.69%)
成田 睦夫	12,524	833	0		可決(93.74%)
第5号議案				(注)3	
渡部 英人	12,533	804	0		可決(93.96%)
第6号議案	13,151	206	0	(注)1	可決(98.44%)
第7号議案	13,150	207	0	(注)1	可決(98.43%)
第8号議案	13,152	205	0	(注)1	可決(98.45%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当該株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数に、当該株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上